

第 19 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和 7 年 2 月 4 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 00 分
4、会議に付された件名	
議第 59 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 60 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について
議第 61 号	農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
議第 62 号	御嵩地区地域計画案及び目標地図案に対する意見について
議第 63 号	中地区地域計画案及び目標地図案に対する意見について
議題 64 号	伏見地区地域計画案及び目標地図案に対する意見について
報第 21 号	農地改良届について
報第 22 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局 長 渡 辺 一 直 事務局次長 伊 藤 博 之 書 記 宮 内 一 成
6、会議録署名者	12 番 瀬 瀬 正 彦 委員 13 番 中 川 洋 二 委員
7、欠席委員	
会 長	ただ今の出席委員は、農業委員 14 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 19 回御嵩町農業委員会を開会します。 本日の会議録署名者に、12 番 瀬 瀬 正 彦 委員、13 番 中 川 洋 二 委員を指名します。 それでは 議題 59 号農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。
事務局	2 ページをご覧ください。議第 59 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、別表のとおり農地法第 5 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3 ページをご覧ください。

会 長	<p>(議案書 3 ページ朗読)</p> <p>別添資料は 1 ページから 10 ページをご覧ください。以上です。</p> <p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1 号事案について 2 番 田中 幹三郎 委員 説明願います。</p>
2 番 田中幹三郎委員	<p>2 番 田中です。1 月 28 日の現地確認の際にはご協力ありがとうございました。おかげさまで本日の総会での審議にかけていただくことができました。ありがとうございます。</p> <p>それでは 1 号事案について説明します。事務局より朗読のありました事項については省略します。資料 5-1 をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、中保育園から西北西に約 300 メートルのところ です。</p> <p>権利を設定し、または移転しようとする理由の詳細は以下の様な内容です。</p> <p>譲受人は解体工事業および、土木造成工事業を営んでおりますが、現在資材置き場を有しておりません。そのため現状では工事に係る資材は現場ごとに仕入れを行っておりますが、業務受注量増加に伴い大量発注をしたく、その資材の置き場が必要なため申請に至りました。というものです。</p> <p>転用に伴って生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要について説明します。申請地の北側は、第三者名義の田、東側は譲り渡し人の一人、●●●●●さん所有の田、南側は同じく●●●●●さんと、別の第三者の田で、割り田となっています。西側は町道および農業用水路です。土砂の流出等の被害防止のため、周囲をおおむね 1 メートル程度未使用とします。周囲にブロック積みなどはおこなわない計画ですが、今までの本申請地の利用状況から見ても、近隣農地へ被害を及ぼす恐れはないだろうと考えています。</p> <p>また、周囲は定期的な草刈りによって付近の農地に迷惑の掛からないよう維持管理します。雨水は自然浸透にて処理します。汚水は発生しません。万一付近の農地に被害を及ぼした場合は自己責任にて解決します。車両の出入り口は農業用水路をまたいでいます。万一水路の破損等があった場合は関係機関に報告し、速やかに復旧します。という内容です。</p> <p>最後に書類について説明します。申請書、土地の登記事項証明書、公図の写し、位置図、土地利用計画図、申請地付近の住宅地図の写し、県知事宛誓約書、預金通帳のコピーと、●●●●●の法人としての登記事項証明書および定款を確認しました。また、隣接農地の所有者 3 名の方の隣地承諾書も添付されております。その他、現行法令下では違反転用状態となっていたことに対し、譲渡人 2 名から始末書が提出されております。</p> <p>以上のことからわたくしは本申請内容に問題はないと思います。皆様のご審議をお願いいたします。</p>

会 長	質疑に入ります。質疑ありますか。
7 番 山本 康彦 委員	目的が資材置き場と言うことで、大型車が入ってきて、碎石とかを置くと思う。進入路の幅はどれくらいあるんですか。
会 長	現地確認では、アルファードが十分入る幅でしたが、事務局わかりますか？
別の委員の声	4 mとなっている。
7 番 山本 康彦 委員	そうすると、畔（路肩）があると、3 mちょっとだと思う。傷んだ場合は、直すということだったが、入り口だけだと思うんです。因果関係は難しいと思うんですが、後で揉めないため、難しいと思うんですが、入り口だけではなくって搬入路も直すようなことを指導した方がいいと思うんですけど。
事務局長	山本委員が心配されている通りで、申請書上に記載をさせています。通常は誓約書ですが、特に気を付けないといけないことは申請書内に記載して原因者が対応するように指導しているし、現地確認の際にも話をしています。
会 長	他に質疑等ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。
会 長	採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。 (全員挙手) 挙手全員であります。よって、1号事案は適当と認め進達します。 次に2号事案について、ですが前回の総会の保留案件です。造園業モデルガーデンとして農地転用申請が提出されていましたが、現地の状況が当該、転用目的にそぐわない状況であったため、進達を保留していました。 前回総会後の現地の状況について1番 水野 宏治 委員 は説明願います。
1 番 水野 宏治 委員	1 番 水野が説明させていただきます。2号事案・3号事案について隣接した同じ土地で、前回の不具合についても同事案ですの

	<p>で、まとめて説明させていただきます。</p> <p>こちらの申請地は、当該の申請目的である造園業モデルガーデンとしての条件を満たしていないという指摘があり保留となりました。</p> <p>申請者に対してその旨をお伝えし、改善をお願いしました。</p> <p>1月21日にもう一度鍵谷推進委員と事務局の宮内さんとその後の改善・状況を確認したところ、きれいに草刈がされておりモデルガーデンにしようという判断をさせていただきました。</p> <p>本件、条件を満たしており転用目的にしようという判断いたしました。以上です。</p>
会 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
会 長	<p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員であります。よって、2号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に3号事案について、2号事案と同様の理由で保留としていました。引き続き1番 水野 宏治 委員 は前回総会後の現地の状況について説明願います。</p>
1番 水野 宏治 委員	<p>はい、先ほど説明しました内容と同じで、モデルガーデンを目的とする改善をなされており問題ないと判断いたしました。以上です。</p>
会 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、2号事案同様の理由で第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
会 長	<p>採決に入ります。3号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員であります。よって、3号事案は適当と認め進達します。</p>

事務局	<p>次に 議第 60 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について。を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>4 ページをご覧ください。議第 60 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について、別表のとおり農地法第 3 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の許可を求めるものとする。5 ページをご覧ください。</p>
会 長	<p>(議案書 5 ページ朗読)</p> <p>なお、2 号事案については、事務局より後ほど補足説明をいたします。別添資料は 11 ページから 18 ページをご覧ください。以上です。</p>
13 番 中川洋二 委員	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1 号事案について、13 番 中川 洋二委員 説明願います。</p> <p>13 番 中川です。1 号事案について説明します。事務局より説明のありました事項につきましては省略します。資料 11 頁から 14 頁をご覧ください。</p> <p>申請地は顔戸八幡神社より南西に 200m 程の所です。現況は田。権利を設定し、又は移転しようとする理由の詳細は、譲渡人は町外に居住し自営業を営んでおり、耕作作業が困難で管理していけない為、これまでも譲受人に耕作を頼んでいた。</p> <p>譲受人は申請地近くに住んでおり、以前より申請地にて耕作していることもあり周辺の農地も合わせて耕作することのこと。</p> <p>譲受人の農地利用状況は耕作面積 5,360 m²、農業経験 55 年。農機具の保有状況はトラクター 2 台・コンバイン 2 台・田植え機 1 台・乾燥機 2 台・草刈り機 1 台。</p> <p>添付書類は、申請書・位置図・現況案内図・登記簿全部事項証明書・通作図・誓約書を確認しました</p> <p>1 月 27 日に譲渡人立ち合いで事前説明、1 月 28 日に籠橋推進委員と現地確認をしました。</p> <p>現状もきれいに耕作されていることから、第 1 号事案に問題はないと思います。皆さんの審議をよろしく願います。</p>
会 長	<p>続いて、籠橋 良平 推進委員 に伺います。現地の状況など気になる点などありましたら説明願います。</p>
籠橋 良平 推進委員	<p>はい、中地区の籠橋です。1 号事案について中川委員と土地の確認をしましたが、現地は適正に管理をしていましたので問題ありませんでした。以上です。</p>

会 長	<p>質疑に入ります。質問はありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
会 長	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。よって、1号事案は可決しました。 次に2号事案についてです。当該事案については1月の総会にて保留案件として取り扱っておりますが、今回改めて説明を中川委員よりお願いいたします。</p>
13番 中川洋二 委員	<p>13番 中川です。2号事案について説明します。事務局より説明のありました事項につきましては省略します。資料15頁から18頁をご覧ください。 申請地は顔戸八幡神社より南に150m程の所です。現況は畑。 権利を設定し、又は移転しようとする理由の詳細は、譲渡人は高齢で町外に住んでおり当該地域の維持管理が困難になっており、近隣に迷惑をかけないように耕作をできる方に譲りたい。 譲受人は申請地近くに住んでおり、申請地を以前から借りて耕作しておりこれからも家庭菜園として利用したく譲り受けることとした。 譲受人の農地利用状況は耕作面積201㎡申請地での耕作になります。農業経験10年。 農機具の保有状況は、草刈り機1台・耕運機1台。 添付書類は申請書・委任状・位置図・現況案内図・登記簿全部事項証明書・通作図・住民票・誓約書を確認しました。 昨年10月24日に行政書士立ち合いで事前説明、同日に籠橋推進委員と現地確認をしました。 第2号事案に問題はないと思います。皆さんの審議をよろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>続いて、籠橋 良平 推進委員 に伺います。現地の状況など気になる点などありましたら説明願います。</p>
籠橋 良平 推進委員	<p>はい、中地区の籠橋です。2号事案について中川委員と土地の確認をしましたが、現地は適正に管理をしていましたので問題ありませんでした。以上です。</p>
会 長	<p>質疑に入ります。質問はありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局	<p>今回譲受人は田、1,493㎡を所有していますが、まるごと貸し出しをしており耕作をしていません。一方申請地の畑、201㎡は元々借りて耕作をしています。このような状況の中、全部利用の考え</p>

日比野勝伸推進委員	<p>上之郷地区の日比野です。</p> <p>上之郷地区は38だけですが、先月の26日に地区担当の奥村委員と一緒に現地を確認してきました。</p> <p>昨年も耕作をされておりますし、何も問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
職務代理	<p>次に御嵩地区の番号17から37、番号42から50及び番号52から76について田中 宣行 推進委員は説明願います。</p>
田中 宣行 推進委員	<p>御嵩地区の田中です。</p> <p>申請地全部で57筆ございます。その内5筆につきましては、1月30日 田中 豊雄委員と現地を確認しました。</p> <p>残り52筆、送木地内及び長岡、城町地内ですがそこについては1月24・25日にかけて2日間 山本 康彦委員と現地を確認しました。</p> <p>以前から水稻の作付けを行っており、今後も作付け管理されるという事で何ら問題がないと思われます。皆様のご審議よろしくお願いいいたします。</p>
職務代理	<p>ありがとうございます。次に中地区の番号51について籠橋 良平 推進委員説明は願います。</p>
籠橋 良平 推進委員	<p>中地区担当の籠橋です。番号51の農地について適正に耕作がされていることや、草かりなどの管理がされていたので、何も問題がないと思います。</p> <p>皆様の審議をお願いします。以上です。</p>
職務代理	<p>質疑に入ります。質問はありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか</p>
事務局	<p>●●●●について、今回農地中間管理権を設定する農地にて耕作に必要な機械、人員を有していることを確認しております。以上です。</p>
職務代理	<p>採決に入ります。番号17から38、番号42から76及び番号79から80にかけて審議いたします。適当と認める方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員であります。よって、番号17から38、番号42から76及び番号79から80については適当と認め、意見は無しとして回答いたします。</p> <p>審議終了いたしましたので、青木会長の着席を認めます。</p>

会 長	<p>(青木会長着席)</p> <p>次に番号 39 から番号 41 について審議いたします。当該事案は、田中幹三郎委員に関係する内容ですので、農業委員会等に関する法律 第 31 条 議事参与の制限により、審議終了まで田中 幹三郎 委員は退席をお願いいたします。</p>
籠橋 良平 推進委員	<p>(田中幹三郎委員退席)</p> <p>それでは当該中地区の事案について籠橋 良平 推進委員は説明願います。</p> <p>中地区担当の籠橋です。番号 39 から番号 41 の農地中間管理事業について説明いたします。</p> <p>資料 22 ページの場所について、地区担当の中川委員と確認してきました。</p> <p>どの農地も適正に耕作がされていることや、草かりなどの管理がされていきましたので、何も問題がないと思います。皆様の審議をお願いします。以上です。</p>
会 長	<p>質疑に入ります。質問はありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局	<p>●●●●●について、今回農地中間管理権を設定する農地にて耕作に必要な機械、人員を有していることを確認しております。以上です。</p>
会 長	<p>採決に入ります。番号 39 から番号 41 について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
事務局	<p>挙手全員であります。よって、番号 39 から番号 41 については適当と認め、意見は無しとして回答いたします。</p> <p>審議終了いたしましたので、田中 幹三郎委員の着席を認めます。</p> <p>(田中幹三郎委員着席)</p> <p>次に議題 62 号御嵩地区地域計画案及び目標地図案に対する意見について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
	<p>議題 62 号御嵩地区地域計画案及び目標地図案に対する意見につ</p>

御嵩町農林課 農業振興係担当	<p>いて、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定により、御嵩地区の地域計画案及び目標地図案に対して委員会の意見を求めるものとする。</p> <p>資料は 25 ページから 29 ページをご覧ください。</p> <p>(説明)</p> <p>以上です。</p>
会 長	<p>質疑に入ります。質問はありますか。また、意見がある場合は、挙手にてお願いいたします。</p>
7 番山本康彦委員	<p>中間管理管理の制度の中で管理料のことを明記して、御嵩町内で上之郷も御嵩も例えば 1 反 1 万 5 千円などとした方が良いのではないか。貸す方も借りる方もすっきりするのではないかと思う。</p>
事務局	<p>管理料は、別途、各々でとり決めしてもらう必要がある。中間管理の書類に盛り込むことは難しい。</p>
7 番山本康彦委員	<p>土地の賃料に関する記載について、昔農業をやっていた人は、大変さを知っていて、管理してもらうための 1. 5 万は安いと思っ ているはず。世代が変わって、農業をやっていない人は大変さを知らない ので、なんでお金払ってまで借りてもらわないといけないのかという風にな ってきている。そこをうまく説明してあげないと。</p> <p>あと、水路の整備について記載されていないが、イノシシの被害があつたり、 あちこち老朽化で傷んでいるため、課題としては水路について入れておいた 方がよいと思う。あと 28 ページの●●●●さんは既に亡くなっているの で、息子の●●氏に修正が必要だと思います。</p>
会 長	<p>質疑等がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局	<p>特にありません。</p>
会 長	<p>採決に入ります。議題 62 号について、適当と認める方は挙手願 います。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>挙手全員であります。よって、議題 62 号を適当と認めます。 また意見については、先ほど出た意見を整理して回答いたしま</p>

<p>事務局</p>	<p>す。 次に議題 63 号中地区地域計画案及び目標地図案に対する意見について、を議題とします。事務局より説明願います</p> <p>議題 63 号中地区地域計画案及び目標地図案に対する意見について、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定により、中地区の地域計画案及び目標地図案に対して委員会の意見を求めるものとする。 資料は 30 ページから 34 ページをご覧ください。</p>
<p>御嵩町農林課 農業振興係担当</p>	<p>(説明)</p> <p>以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>質疑に入ります。質問はありますか。また、意見がある場合は、挙手にてお願いいたします。</p>
<p>9 番 伊佐次純子委員</p>	<p>将来の目標とする集積率を 50%から 78%と事務局の説明で言われましたが、中地区は集積率が非常に悪くて、なかなかこの数値は絵に描いた餅だけではないでしょうか？そういうことにすることがいいことなのか疑問に思うのですが。</p>
<p>事務局</p>	<p>将来の目標とする集積率の考え方につきましては、他の機関から別計画の目標値である 78%に合わせるべきではないかのご指摘を受けているところでございます。再度整合を取る必要があるかを含めて確認を取った上で、目標を定めていきたいと考えています。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>その他意見や質問等はありませんか？ 質疑等がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>特にありません。</p>
<p>会 長</p>	<p>採決に入ります。議題 63 号について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員であります。よって、議題 63 号を適当と認めます。 また意見については、先ほど出た意見を整理して回答いたします。 次に議題 64 号伏見地区地域計画案及び目標地図案に対する意見について、を議題とします。事務局より説明願います</p>

事務局	<p>議題 64 号伏見地区地域計画案及び目標地図案に対する意見について、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定により、伏見地区の地域計画案及び目標地図案に対して委員会の意見を求めるものとする。</p> <p>資料は 34 ページから 39 ページをご覧ください。</p>
御嵩町農林課 農業振興係担当	<p>(説明)</p> <p>以上です。</p>
会 長	<p>質疑に入ります。質問はありますか。また、意見がある場合は、挙手にてお願いいたします。</p> <p>質疑等がないようですので、事務局は補足説明がありますか</p>
事務局	<p>特にありません。</p>
会 長	<p>採決に入ります。議題 64 号について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
事務局	<p>挙手全員であります。よって、議題 64 号を適当と認めます。</p> <p>次に報第 21 号農地改良届について事務局より報告願います</p>
事務局	<p>17 ページをご覧ください。報第 21 号 農地改良届について、別表のとおり農地改良があったので委員会に報告するものとする。18 ページをご覧ください。</p> <p>(議案書 18 ページを朗読)</p>
会 長	<p>別添資料については 40 ページから 43 ページをご覧ください。以上です</p> <p>1 号事案について、14 番 奥村 俊雄 委員説明願います</p>
14 番 奥村俊雄 委員	<p>14 番 奥村です。農地改良－1 号事案 の説明をします。資料の農地改良－1 をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、御嵩町立上之郷小学校から西へ 150m 程のところ です。改良の目的は、次の通りです。</p> <p>法面を埋め立てることにより、耕作面積を増やすことができるためです。埋め立て耕土の入手先は、御嵩町宿字田淵 1853 番地 2 で今井益己さんの土地で無償譲渡です。</p> <p>改良行為の期間は、令和 7 年 1 月 15 日から令和 7 年 3 月 31 日ま</p>

	<p>でです。</p> <p>改良工事に際し、搬入土砂に廃棄物を混入して埋め立てないことを誓約し、廃棄物が混入した場合にはすべて撤去するとのことです。</p> <p>農地改良届出書、字絵図、位置図、隣地同意書、誓約書、計画図、委任状を確認しました。</p> <p>改良を行う土地付近の概要については、1月26日に推進委員と共に現地確認を行いました。以上です。</p>
会 長	<p>日比野 勝信 推進委員に伺います。現地の状況はどうでしたか、気になる点などありましたらお願いします。</p>
日比野勝信推進委員	<p>上之郷地区担当 日比野です。農地改良届についてご報告します。</p> <p>先月26日に奥村委員と一緒に現地を確認してきました。現地は上之郷小学校の5年生の体験学習でもち米を作っている田んぼです。法面を埋め立てて耕作面積を増やせますので、この申請には何も問題ないと思います。皆さんの審議をよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>事務局から補足説明はありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
会 長	<p>事務局からの補足説明はないとのことですので、1号事案については以上となります。</p> <p>次に報第22号について事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>19ページをご覧ください。報第22号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。</p> <p>別表のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出について委員会に報告するものとする。20ページをご覧ください。</p> <p>(議案書20ページを朗読)</p> <p>以上です。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。事務局より補足説明はありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
会 長	<p>事務局からの補足説明がないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。</p> <p>これをもって本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。</p>

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

会 長

12 番

13 番
